

## 令和8年度 プロジェクト創出・推進事業 実施要項（二次公募）

### 1 概要

#### 1.1 事業目的

本事業は、青森市が抱える地域課題の解決や新たな価値・サービスの創出を目的に、スマートシティ青森推進協議会（以下「協議会」という。）の会員が持つ先端技術やノウハウを活用した実証プロジェクトを創出・推進することにより、スマートシティ青森の実現を図ることを目的とするものである。

#### 1.2 事業概要

青森市民の生活の質の向上や青森市が抱える地域課題の解決に向けた新たな価値・サービスの創出を目的とした、スマートシティ青森の実現に資する事業に対して、予算の範囲内で対象事業の実施を委託するものである。

#### 1.3 実施方式

公募提案型による委託事業方式

### 2 対象事業

#### 2.1 事業区分

##### 2.1.1 プロジェクト創出枠

###### 2.1.1.1 事業フェーズ

調査研究・計画策定フェーズ

###### 2.1.1.2 事業内容

地域課題の把握、市民の潜在ニーズの調査、推進体制の構築など、次年度以降の実証・社会実装に向けた実効性の高いデジタル技術等を活用したプロジェクトの調査研究及び計画策定を目的とするもの

###### 2.1.1.3 委託契約限度額

1,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）

##### 2.1.2 プロジェクト推進枠

###### 2.1.2.1 事業フェーズ

実証フェーズ

###### 2.1.2.2 事業内容

青森市をフィールドとするデジタル技術等を活用したプロジェクトを実施し、実証結果の効果検証を通じて、将来的なサービスの社会実装へ繋げることを目的とするもの

###### 2.1.2.3 委託契約限度額

3,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）

## 2.2 基本要件

対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ・青森市内を対象エリアとして実施する事業であること。
- ・青森市民の生活の質の向上や青森市が抱える地域課題の解決に資するサービスを提供する事業であること。
- ・青森市において提供されていないデジタル技術等を用いた先進性のあるサービスを提供するための事業であること。
- ・実施の全部を第三者に委託する事業でないこと。
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするものでないこと。
- ・国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準じるものが、委託又は補助を行っている事業でないこと。

## 2.3 対象事業に関する留意事項

- ・本事業は、単年度ごとに実施するものであり、次年度以降の事業の継続を確約するものではないこと。
- ・今年度プロジェクト創出枠に採択された場合でも、次年度のプロジェクト推進枠の採択を確約するものではないこと。

# 3 契約

## 3.1 契約金額

- ・契約金額は、各事業区分の委託契約限度額を上限とし、採択候補者と協議のうえ決定する。
- ・審査の結果、採択候補者と協議のうえ、事業内容に応じた減額や採択案件間での配分調整、申請された募集枠を変更して採択する場合がある。

## 3.2 対象外経費

- ・通常の組織運営に係る経費（管理部門の人件費や事務所の水道光熱費など）
- ・汎用性の高い事務機器や不動産の購入費（パソコン、オフィス家具、土地・建物など）
- ・接待交際費、懇親会費などに該当する一切の飲食費（会議時の茶菓子代等を除く）
- ・消費税及び地方消費税を除く公租公課（印紙税や組織として負担すべき税金など）
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している経費
- ・契約期間外に発生した経費
- ・自社又はグループ間取引における上乗せ利益
- ・その他事業目的に照らして直接関係しない経費や適切ではない経費

## 3.3 契約期間

本事業の契約期間は、契約締結日から令和9年3月1日（月）までとする。

## 3.4 支払時期

本事業の委託料は、事業の完了から30日以内に支払うものとする（完了払）。

## 4 応募資格及び手続き

### 4.1 応募資格

#### 4.1.1 協議会への参画

- ・協議会の正会員又は運営委員の所属組織であること。ただし、非会員の者についても応募は可能であるが、採択後に協議会に正会員として入会すること。

#### 4.1.2 公的適格性

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ・青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

#### 4.1.3 経営健全性

- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ・青森市税（青森市に対して納税義務のある者に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

#### 4.1.4 その他

- ・協議会が主催する報告会や成果発表会等のイベントに協力すること。

### 4.2 応募手続き

#### 4.2.1 応募方法

本事業に関する応募はメールで受付するため、協議会のメールアドレス宛にデータで書類を提出すること。

#### 4.2.2 応募期限

令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時 00 分まで

#### 4.2.3 提出書類

- ・応募申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・企画提案書（4.2.4 企画提案書の作成を参照）
- ・青森市納税証明書の写し（青森市が発行したもの）
- ・国税の納税証明書（その 3 の 3）の写し（税務署が発行したもの）

※二次審査は、企画提案書を使用してプレゼンテーションすること。

※青森市納税証明書は、青森市に対して納税義務のある場合のみ提出すること。

※各納税証明書は、発行から 3 か月以内のものを提出すること。

#### 4.2.4 企画提案書の作成

- ・企画提案書は、表紙及び目次を除いて 20 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- ・企画提案書は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。
- ・企画提案書は任意様式とするが、事業計画書との整合を図りながら、原則として次の記載事項を含めること。

| No. | 記載事項    | 記載内容の例                              |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 1   | 事業者情報   | 法人概要、主な事業内容など                       |
| 2   | 企画概要    | プロジェクト名称、応募額、企画概要など                 |
| 3   | 背景・目的   | 地域課題、潜在ニーズ、ゴールなど                    |
| 4   | 課題解決の方法 | 課題に対する解決策、ユーザーのメリットなど               |
| 5   | 事業内容    | 契約期間内における具体的取組や目標値など                |
| 6   | 実施体制    | プロジェクト全体の体制図や調整状況など                 |
| 7   | スケジュール  | プロジェクトの工程など                         |
| 8   | 総事業費    | 事業費の内訳、積算の考え方など                     |
| 9   | その他     | これまでの実績や事例、ロードマップ、ビジネスモデルなどの参考となる情報 |

#### 4.2.5 応募に関する留意事項

- ・応募に要する一切の費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ・応募する事業は、1 事業者につき 1 件とし、複数の応募は受け付けない。
- ・応募に関する情報は、本事業の審査のみに利用する。ただし、採択された案件の企画提案書については、応募者の承諾を得た上で公開する場合がある。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、または審査結果に影響を与えるような不正行為が認められた場合は、当該応募を無効（採択後においては採択取消）とする。
- ・応募期限を経過した案件については、採否の審査をしない。

### 5 質問及び回答

#### 5.1 質問方法

本事業に関する質問はメールで受付するため、協議会のメールアドレス宛にデータで質問一覧表（様式第 3 号）を提出すること。

#### 5.2 受付期限

令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 00 分まで

#### 5.3 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等のプライバシーに関わる情報を除いた上で、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに本事業募集ページへ一括掲載する。

#### 5.4 留意事項

- ・質問一覧表（様式第 3 号）の提出は、1 事業者につき 1 回までとする。
- ・質問の内容によって、質問者に対して個別に回答、若しくは回答しない場合がある。

## 6 審査

### 6.1 審査方法

#### 6.1.1 一次審査（書類審査）

##### 6.1.1.1 審査内容

事務局において、提出された書類に基づき、形式的な審査を行う。なお、応募多数の場合は、事務局が審査基準に従って審査を行い、スクリーニングをする場合がある。

##### 6.1.1.2 審査結果

令和 8 年 9 月 14 日（月）までに、すべての応募者に対して審査結果（一次審査通過者については、二次審査の案内を含む）を電子メールにより通知する。

#### 6.1.2 二次審査（プレゼンテーション審査）

##### 6.1.2.1 審査内容

協議会の運営委員会（以下「審査会」という。）において、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査（1 件につき 10～15 分程度）を行い、受託候補者を選定する。なお、審査会は、非公開のオンライン開催（Google Meet を使用）とする。

##### 6.1.2.2 開催時期

令和 8 年 9 月 18 日（金）から 9 月 30 日（水）までの間で協議会が指定する日時に実施する。なお、審査会の開催日については、確定した段階で、応募者に対して速やかに通知する。

##### 6.1.2.3 審査結果

- ・二次審査の日の翌日から起算して 5 営業日以内に審査結果を通知する。
- ・受託候補者となった場合、協議会と契約に向けた協議を行うものとする。
- ・採否の理由に関する問合せには一切応じないものとする。

### 6.2 審査基準

- ・審査基準は、別表 1 のとおりとする。
- ・審査会において各審査者が評価した点数の合計点により順位を決定し、予算の範囲内において上位の者から受託候補者として選定する。
- ・採択の下限となる基準点については、応募件数、予算の残額、及び提案内容の妥当性等を勘案し、審査会の合議により決定する。
- ・審査会が、本事業の趣旨や実現可能性の観点から、順位や予算の残額に関わらず不採択とする場合がある。

## 7 事業の実施

### 7.1 事業の実施

- ・受託者は、採択された事業計画書に基づき、誠実に事業を実施しなければならない。

- ・協議会から事業の進捗状況について報告を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

## 7.2 事業の変更

受託者は、契約締結後に事業内容や総事業費等に重大な変更が生じる場合は、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。

## 7.3 事業の廃止

- ・受託者は、やむを得ない事情により事業の継続が困難となり、事業を廃止しようとするときは、遅滞なく協議会に理由を付して申し出、その承認を受けなければならない。
- ・事業の廃止が承認された場合において、当該廃止が受託者の責めに帰すべき事由によるときは、事業の着手から廃止までに受託者が要した一切の経費は受託者の負担とし、協議会は当該委託契約を解除するものとする。
- ・天災地変その他受託者の責めに帰することができない事由により事業を廃止せざるを得なくなった場合において、受託者が既に実施した事業部分があると認められるときは、協議会と受託者の協議により、委託料の一部を支払うことができるものとする。

## 7.4 実施報告

受託者は、委託事業が完了したときは、当該事業が終了した日から起算して14日以内、又は令和9年3月1日（月）のいずれか早い日までに成果品をデータにより提出するものとする。

## 7.5 成果品

本事業における成果品は、事業実施報告書、その他関連する資料（実証データなど）とする。なお、事業実施報告書は任意様式とするが、事業の実施概要、実施結果、今後の方向性などを含めること。

## 7.6 完了検査

- ・協議会は、実施報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。
- ・完了検査に合格しなかった場合、受託者は協議会の指定する期日までに手直しを行い、再検査を受けなければならない。

## 7.7 知的財産権

- ・本事業の実施に伴い新たに生じた知的財産権は、原則として受託者に帰属する。
- ・協議会又は関係機関が独自のサービス等に直接利用することを前提として制作されたものなど、特別の事情がある場合は、協議会と受託者が協議して決定する。
- ・成果品の著作権は受託者に帰属するが、協議会や青森市がスマートシティ推進に関する広報等において無償で利用（公表・掲載等）できるものとする。

## 7.8 事業の継続

- ・受託者は、本事業終了後も自らの負担において事業を継続できるものとし、社会実装に向けた活動の継続に努めるものとする。

## 8 スケジュール（再掲）

### 8.1 公募・選定フェーズ

#### 8.1.1 公募開始

令和 8 年 8 月 3 日（月）

#### 8.1.2 質問の受付期限

令和 8 年 8 月 17 日（月） 17 時 00 分

#### 8.1.3 質問の回答期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）

#### 8.1.4 応募期限

令和 8 年 9 月 4 日（金） 17 時 00 分

#### 8.1.5 一次審査（書類審査）

令和 8 年 9 月 14 日（月）まで

#### 8.1.6 二次審査（プレゼンテーション審査）

令和 8 年 9 月 18 日（金）から 9 月 30 日（水）までの間で協議会が指定する日

#### 8.1.7 審査結果の通知（受託候補者の決定）

二次審査の日の翌日から起算して 5 営業日以内

### 8.2 事業実施フェーズ

#### 8.2.1 契約の締結

協議会と受託候補者の協議による

#### 8.2.2 事業の実施

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 日（月）まで

#### 8.2.3 実施報告

事業終了後 14 日以内又は令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日まで

#### 8.2.4 完了検査

実施報告があった日

#### 8.2.5 支払時期

事業の完了から 30 日以内

## 9 問合せ先

スマートシティ 青森推進協議会事務局（青森市企画部 DX 推進課）

〒030-8555 青森県青森市中央一丁目 22 番 5 号 DX 推進課内

TEL：017-734-5133（DX 推進課直通）

Mail：info@smartcity-aomori.org

別表 1

| 評価項目    | 着眼点                                                                                                                                                     | 配点  | 評価   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 公共性・公益性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>青森市スマートシティビジョンの重点分野等に合致しているか。</li> <li>青森市民の利便性・生活の質の向上に資するプロジェクトとして企画されているか。</li> </ul>                         | 20  | 5 段階 |
| 先進性・優位性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>青森市において提供されていないデジタル技術等を用いた先進性のあるサービスを提供することを目的とした事業であるか。</li> <li>既存サービスと類似する場合は、従来のものと比較して優位性が見られるか。</li> </ul> | 15  |      |
| 実現可能性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査・実証体制及びスケジュールが実現可能なものであるか。</li> <li>調査・実証の結果を客観的に評価するための効果測定の方法が適切か。</li> </ul>                                | 15  |      |
| 継続性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>実証・実装に向けたロードマップがあり、持続可能なビジネスモデルが描けているか。</li> </ul>                                                               | 15  |      |
| 費用対効果   | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な費用と積算根拠が明記され、経費を抑えた努力が見られるか。</li> <li>金額に対して得られる成果が高く、コストパフォーマンスが適切か。</li> </ul>                              | 15  |      |
| 地域性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>青森市の地域性・地域課題に合致する企画内容か。</li> <li>市内の企業・団体等との連携が想定されているか。</li> </ul>                                              | 15  | 2 段階 |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者の本店、支店又は営業所が青森市内に所在するか。</li> </ul>                                                                            | 5   |      |
| 合計      |                                                                                                                                                         | 100 |      |

※ 5 段階評価の項目は、最上位の評価における係数を 1.0 とし、評価が下がるごとに係数を 0.2 減じるものとする（評点＝配点×係数）。

※ 2 段階評価（加点）の項目は、要件に該当する場合に配点を満点として加算し、該当しない場合は 0 点とする。